

食品の臨時販売における注意事項

不特定多数の方に飲食店行為をすることは、本来、施設を設け、許可を受けなくてはなりません。バザーや文化祭など一時的な販売は、提供食品を下記のものに制限したうえで届け出ることにより許可を免除しています。

- ・ 届出は、イベントの主催者が取りまとめて提出してください。（主催者以外の提出は営利目的と見なせるため、食品営業許可の対象になります。）
- ・ 主催者には食中毒等の事故責任が生じるため、提供予定食品のチェックをお願いします。
- ・ それぞれのブースの責任者を明確にしてください。
- ・ 包装したものには食品表示が必要です。また、包装されていないものであってもアレルギー物質が含まれているかどうかの情報提供が必要です。



食品について

- ・ 提供する食品は原則として加熱したもののみ（最終加熱食品）。（アイスの小分け販売は可。）
- ・ あん入り餅、焼き飯、カレーライス等ご飯ものをテント等の露店で作ることは不可。（衛生的な施設で調理し、パック詰め等により販売する場合は可）
- ・ 原材料は当日の使用分だけ購入し、異常がないことを十分確認する。（異物、期限等の確認）
- ・ 前日からの作り置きをしない。
- ・ 材料を洗ったり切ったりするなどの下処理は事前に衛生的な施設で行う。（現場でしない）
- ・ 食材、食品の温度管理を徹底する。（専用クーラーボックスなどを使用する）
- ・ 調理後食品は速やかに提供する。

調理従事者・販売者について

- ・ 下痢など体調不良である場合や、手に切り傷等があるときは調理に従事させない。
- ・ 調理従事者は作業前、作業中の手洗いを励行する。
- ・ 現金を扱った手で食品を扱うのはクレームの元。販売スタッフも使い捨て手袋を使用するなど留意すること。
- ・ 事前に検便検査を受け、健康チェックをしておくことが望ましい。



問い合わせ先：

安芸福祉保健所 衛生環境課

安芸市矢ノ丸1丁目4-36

TEL：0887-34-3173

FAX：0887-34-3170

食品の臨時販売（調理）届出書

令和2年 月 日

安芸保健所長 様

責任者（主催団体名）株式会社 きたがわジャルダン

住所 高知県安芸郡北川村野友甲 1100 番地

氏名 代表取締役 和田昌敏

電話 0887-32-1233

下記のとおり、食品の臨時販売（調理）をしたいので届出ます。

なお、期間中は食品衛生法を遵守し、保健所の指導に従い食品を衛生的に取り扱います。

記

1. イベント名：モネのチューリップ祭
2. 場 所：モネの庭内 高知県安芸郡北川村野友甲 1100 番地
3. 期 間：令和2年 3月28日（土）、29日（日）
4. 販売する食品名と数量

食 品 名	数 量（個数）	食 品 名	数 量（個数）

5. 使用水の種類（いずれかを丸で囲む）
水道水 井戸水等（滅菌済みであること）
6. 添付書類
別紙1・・・食品（材料を含む）の購入予定表
別紙2・・・各調理部門ごとの責任者及び従事者名簿
別紙3・・・施設の平面図

別紙3 調理をする施設平面図

